

新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領

（令和6年3月28日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保に資するため、新座市が発注する建設工事（営繕工事）において、「週休2日制工事」を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「現場閉所型」とは、対象期間において現場閉所（現場休息）による週休2日に取り組む方式をいい、この方式における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日（土日） 対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っているときに、達成しているものとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行う場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）として指定するものとする。このとき指定する現場閉所日（現場休息日）は、当該作業を行う土曜日又は日曜日の同一週内とする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むこととする。

- (2) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むこととする。

- (3) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率

が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(4) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示するものとする。

(5) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

(6) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場休息及び巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所の例による。

(7) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 この要領において「交替制」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいい、この方式における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で対象者の休日率が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、一月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、休日率が28.5%に満たない場合は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。また、

工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日 対象期間において、対象者の休日率が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(4) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者を除く。

(5) 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても休日に含めるものとする。

(6) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請けについては現場着手日から現場完成日までの期間、下請けについては施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示するものとする。

3 この要領において「現場着手日」とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

4 この要領において「現場完成日」とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象とする工事）

第3条 週休2日制工事の対象は、原則全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事その他の週休2日制工事の実施が困難な工事は、例外的に対象としないことができる。

(1) 竣工時期や現場条件（夏季休暇中に完成が求められている等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が1か月未満の工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事は、現場閉所型を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、交替制とすることができるものとする。また、交替制とした場合において、受注者が現場閉所型を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、現場閉所型に変更できるものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の発注に当たり、次のいずれの方式を指定して発注するものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方法を選択するものとする。

(1) 完全週休2日Ⅰ型

ア 現場閉所型 「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日（土日）」に取り組むことを発注者と協議する方式

イ 交替制 「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」に取り組むことを発注者と協議する方式

(2) 完全週休2日Ⅱ型

ア 現場閉所型 「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組むことを発注者と協議する方式

イ 交替制 「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組むことを発注者と協議する方式

(適正な工期の確保)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。この場合において、不履行時の工期末における変更手続に要する期間を考慮するものとする。

(積算方法等)

第6条 週休2日制工事は、当初の予定価格算出の際、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費に、補正係数を乗じて補正するものとする。この場合における現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた複合単価の労務単価の補正係数は、次のとおりとする。

なお、市場単価及び物価資料の掲載価格の補正方法は総合政策部長が別に

定める。

(1) 完全週休2日(土日)又は完全週休2日適用工事

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日適用工事 労務費 1.02

2 完全週休2日Ⅰ型により発注する場合は、「完全週休2日(土日)」又は「完全週休2日」の達成を前提に前項第1号及び総合政策部長が別に定める補正係数により労務費及び現場管理費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成するものとする。また、施工後においては現場閉所(現場休息)率又は休日率を確認し、「完全週休2日(土日)」又は「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を前項第2号及び総合政策部長が別に定める補正係数に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、新座市公共工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)」又は「完全週休2日」の取組を希望しない場合(これらの取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を前項第2号に変更するものとする。

3 完全週休2日Ⅱ型により発注する場合は、「完全週休2日(土日)」又は「完全週休2日」の達成を前提に第1項第1号及び総合政策部長が別に定める補正係数により労務費及び現場管理費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成するものとする。また、施工後においては現場閉所(現場休息)率又は休日率を確認し、「完全週休2日(土日)」又は「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を第1項第2号及び総合政策部長が別に定める補正係数に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、新座市公共工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)」若しくは「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(これらの取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を第1項第2号に変更し、又は補正係数を除した変更をするものとする。

(実施方法)

第7条 発注者は、週休2日制工事の発注に当たっては、別記に基づき入札公告、

指名通知書及び特記仕様書に週休2日制工事である旨を明示するものとする。

2 現場閉所型により週休2日制工事を実施するときは、次の各号に掲げる工事の段階に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、工事着手前に次のとおり対応するものとする。

ア 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、施工計画書及び工程表を作成することとする。

(2) 工事着手後は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場閉所（現場休息）を行う場合は、工事完了後に現場閉所の達成状況を監督員が確認することができる方法（電子メール等）により、事前に監督員に連絡することとする。

なお、監督員の押印が必要となる書面の提出は不要とする。

イ 工程計画の変更等により現場閉所（現場休息）となった日が、施工計画書に記載した法定休日若しくは所定休日の場合、週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合又は官公庁の休日の場合は、監督員が特に必要と認める場合を除き事前の連絡は不要とする。

ウ 監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。

エ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

オ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(3) 現場完成時は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場完成日以後3日以内に、現場閉所実績報告書を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる精算変更の契約を行う。

ウ 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以後は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

3 交替制により週休2日制工事を実施するときは、次の各号に掲げる工事の段

階に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、工事着手前に週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 工事着手後は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリストを監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日確保状況について、監督員の確認を受ける。

イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(3) 現場完成時は、次のとおり対応するものとする。

ア 受注者は、現場完成日以後3日以内に、最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる精算変更の契約を行う。

ウ 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以後は、休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

4 この要領に関し必要な様式の作成は、財政部長が別に定める。

（工事成績評定における評価）

第8条 工事成績評定における加点は行わないものとする。また、週休2日が達成できなかった場合、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

なお、完全週休2日Ⅰ型においては月単位の週休2日、完全週休2日Ⅱ型においては通期の週休2日の達成状況やこれらに取り組む姿勢を評価の対象とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知

をする工事から適用する。

附 則（令和6年9月27日市長決裁）

- 1 この要領は、令和6年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条第1項の規定により設計をした工事の補正係数については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月29日市長決裁）

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条第1項の規定により設計をした工事については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月30日市長決裁）

- 1 この要領は、令和8年2月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に、この要領による改正前の新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領第6条第1項の規定により設計をした工事については、なお従前の例による。

別記

入札公告、指名通知書及び特記仕様書への「週休2日制工事」である旨の明示

【入札公告】

その他

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「完全週休2日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休2日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型（完全週休2日Ⅰ型）」、「現場閉所型（完全週休2日Ⅱ型）」、「交替制（完全週休2日Ⅰ型）」又は「交替制（完全週休2日Ⅱ型）」を記入

【指名通知書】

その他

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「完全週休2日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休2日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型（完全週休2日Ⅰ型）」、「現場閉所型（完全週休2日Ⅱ型）」、「交替制（完全週休2日Ⅰ型）」又は「交替制（完全週休2日Ⅱ型）」を記入

【特記仕様書】

(週休2日制工事)

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領（※）の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「完全週休2日」を確保する場合の補正を行っているため、「完全週休2日」が達成できない場合、その達成状況に応じて、減額の契約変更を行うものである。

※ 発注方法により「現場閉所型（完全週休2日Ⅰ型）」、「現場閉所型（完全週休2日Ⅱ型）」、「交替制（完全週休2日Ⅰ型）」又は「交替制（完全週休2日Ⅱ型）」を記入